



CONTENTS

I Presentation

法社会学会報告「日本の法曹継続教育におけるジェンダー」	渡辺 千原	2
はじめての学会報告	湯山 智之	4
まだ「記念講演」じゃないぞ	松井 芳郎	6
学会報告と「法の越境」	大平 祐一	7
学会報告を終えて	嘉門 優	9
アジア法学会春季研究大会に参加して	吉田美喜夫	11

II Ceremony

「尾中郁夫・家族法新人奨励章を受賞して」	松久 和彦	13
----------------------	-------	----

III Departure

学生生活を終えて——今振り返って思うこと	村上 康司	14
----------------------	-------	----

IV Media Coverage

定例研究会		15
-------	--	----

Presentation

学会報告

法社会学会報告

「日本の法曹継続教育におけるジェンダー」

渡辺 千原 WATANABE Chihara

今年5月8・9日に同志社大学で開催された法社会学会学術大会のミニシンポジウム「ジェンダーと法曹継続教育の国際比較」で標記の報告を行った。

法学系の学会の多くでは学会報告が研究者として一人前になるための登竜門と位置づけられるのに対し、法社会学会でのそれは、かなり敷居が低い。例年、設定された当年度のテーマに関わる全体シンポジウムやそれに関わるミニシンポジウムのほか、個別報告・3～5人程度の小グループで一つのテーマで企画するミニシンポジウムからなり、同時間帯にも4～5の分科会が並行して行われる。特に、共同研究でのミニシンポジウムは、同じテーマに視角や方法論を異にする複数の研究を一つにまとめることで新たな知見や問題点を浮かび上がらせて今後の研究の展開への視座を得ることに主眼があり、長年練ってきた研究の開陳というよりは、今後に向けた問題喚起的な研究報告が中心である。

今回の私の報告は、京都女子大学の南野佳代准教授を代表とする科研の研究プロジェクトの研究分担部分の報告である。実は、はじめに研究分担者に誘われたとき、「ジェンダーに関する法曹継続教育」を問うことの意味についてとまどいを禁じ得なかった。この非常に絞られたテーマから何が見えてくるのだろうか？

プロジェクト全体としては、アメリカ・オーストラリア・カナダ・フランス・ドイツ・カンボジア・フィリピン・韓国も比較対象としているが、今回は、オーストラリア・カナダ・フランス・フィリピン・日本を報告した。そ

の背後には、特に裁判官がジェンダー的な視点を持つことで、ジェンダーに配慮のある判決や司法の実現をめざし、そうした視点を持つために継続教育が重要であるという認識がある。ジェンダーに関して教育を受ける機会は、法曹養成の場面では必ずしも多くない。たとえそれがあっても継続的な反省の機会が必要である。そこで、継続教育においてジェンダーに関する教育を組織的に行っていくことが重要であると考えられるのである。

しかし、テーマは狭くても、この問いについて意味のある検討を行うには、各国の法制度、法曹養成制度、研修制度とその位置づけなども押さえておく必要があるし、法曹といっても、継続教育の場面となると判事・検事・弁護士それぞれを対象に個別に調査しなければならず、かなり幅広い検討を迫られる。さしあたり、今回は裁判官・弁護士の研修に焦点を絞ることになった。

私は、国際比較を銘打つプロジェクトの中で、日本を担当することの難しさにも直面した。法曹にとっては、非常に身近で情報があふれるテーマを、部外者である研究者が限られたツールを用いて情報収集して検討しても的外れで意義の薄い研究にしかならないだろう。

そして、研究に着手して、最初につまづいたのは、外部に提供されている情報の少なさである。よく指摘されることであるが、日本の裁判所は、判事にかかわる情報を開示しがない。判事補や判事を対象に行われている研修の情報も、最高裁判所のホームページ

から得られる概括的な情報以上のものを得ることが困難であった。そこで、司法研修所と最高裁事務総局の双方にあてて、ジェンダーに関する研修について問い合わせの手紙を送ったところ、しばらくして司法研修所からの回答に、「事務総局にお問い合わせになったのと同じ回答です」と、事務総局宛の手紙に同封した切手付返信封筒が同封されていたのには驚いた。比較的丁寧な回答をいただいたものの、いつごろから、どのようなテーマでジェンダーに関わる研修がどの程度行われてきたのかについての詳細な情報を得ることはできなかった。

しかし、裁判官の研修情報を得ることが困難なのは想定範囲内であった。むしろ、弁護士会からの情報収集が思った以上に容易でなかったことに驚いた。弁護士会の研修は、日弁連・地域の連合会、各単位弁護士会に主催が分かれており、その主催の仕方も、研修の種類や単位会によってかなり多様である。倫理研修は20年ほど前から義務化されているが、一般研修はごく一部の単位会を除いては、受講は任意であるため、提供されている研修メニューが立派でも、受講者が乏しい例も少なくない。また、単位会での研修の実施状況についてはまとまった情報がほとんどなかった。そして、弁護士会は思った以上に、官僚的な組織で、なんでも「上の決済がないと情報を出せません」なのである。日弁連事務局からの情報提供のほか、各単位会にFAXでのアンケート調査、歴史のある夏期研修については出版物になった成果を過去のもの（これも、蔵書のある図書館が少なかった）から探し出して何とか研修の概要を描き出していった。

ここで明らかになってきたのは、少なくとも研修という枠組みにおいて、ジェンダーに関わる問題が取り上げられるようになったのは、ごく最近のこと（今年、ジェンダーをテーマにした日弁連レベルでの研修が行われた）で、組織的な研修では、弁護士会のほう

が裁判所よりも遅れているかもしれないということだ。この結論には、当然、疑問が提起されよう。「弁護士としての取り組みの中心は委員会活動、そして個別の弁護活動を通じてであり、研修の内容に焦点を当てることにどれほどの意味があるのか」。確かにその通りだが、研修に焦点を当てることで見えることもある。弁護士にとって、研修は、特に最近では専門性強化のためのもので、実務に直結しにくいジェンダーに関するテーマは、研修にあがりにくい。むしろ、裁判官の研修は、少なくとも表向きには、専門性強化よりも「幅広い教養、深い洞察力」「多様で豊かな知識、経験」を身につけることを主眼としているため、学際的な要素も強いジェンダーというテーマを取り込みやすいとも言えるのである。

ただし、日本においては、裁判所、弁護士にかかわらず、ジェンダーの問題は、基本的に両性の平等の問題であり、「人権」問題と位置づけられている。カナダでは「社会的文脈」の問題、フランスでは、「法とは関係のないこと」と位置づけられるのに対比すると、法の問題として正当に扱いうる課題となっている。しかし、それらの国よりも研修でジェンダーが高い位置づけにあるかは別問題である。現在、この研究プロジェクトで本をまとめる予定であるので、関心のある方は是非。もっとも、想定通り、あまり多くの法社会学会会員の関心をひくテーマではなかったようで、当日の傍聴者はまばらであった。それでも、貴重なコメントや質問をいただけたし、私にとっては、初めて複数での研究プロジェクトに参加しての調査報告で新たな発見が多く、非常に有益だった。

（わたなべ ちはら・法社会学）

学会報告

Presentation

はじめての学会報告

湯山 智之 YUYAMA Tomoyuki

5月8日に開催された国際法学会研究大会で「国家責任法における『事実上の機関』としての私人行為の国家への帰属」というテーマで研究報告をさせていただきました。人生初の学会報告です。

私はこの業界に入って18年目になります。いまだにプロの研究者という自覚がありません。研究者としての訓練を受けたわけでもなく(ある程度独学で身につけるものだと思いますが)、研究者の資格試験があるわけでもありません(あったところで合格できなさそうですが)。好きなことを好きなように研究しているだけでお給金を頂戴できるのはどうなのかなあとと思います。学会に出席しても恥ずかしくて隅っこで小さくなっています。

そういう私とその学会から報告のお話をいただきました。これで国際法研究者として認めていただいたと思う反面、居並ぶ先生方の前で恥ずかしい報告をすると「やっぱりあいつはニセモノだな」と評価が定着してしまいます。重圧に押しつぶされそうです。

テーマは自由とのことで、数カ月で準備する能力のない私は6年前に刊行した研究(「国際法上の国家責任における「事実上の機関」について」香川法学23巻3・4号)を基礎に発表することにしました。安直な選択ですが、取りかかってみるとその後のフォローが不可欠でした。事前の予備報告で「歴史的な検討が不十分である」との指摘があり(それは刊行した論文に不備があったことを意味するわけで、辛いものがありますが)、思ったほど楽な準備ではありませんでした。

学会報告のために研究会で予備報告をするのが一般的です。研究会での指摘をもとに内容に磨きをかけ、本番で想定外の質問や指摘を浴びせられてフリーズしないようにするためです(他の分野ではここまで入念に準備するのでしょうか?)。

2月に京都大学の研究会で、3月に出身校である東北大学の研究会で報告をさせていただきました。歴史のある京都大学の研究会で発表するのは光栄でしたが、それまで母校の研究会でしか報告したことがなく非常に緊張しました。

2月の研究会でいただいた宿題に対応して“もう準備は完了した、3月の研究会では及第点をいただける”と確信していました。仙台の研究会が終わったらゆっくり骨休めしよう、山形県の庄内地方を旅行して湯野浜温泉に泊まろう、帰りは新潟に寄って名物の「わっぱ飯」を食べようと計画していました。

あにはからんや、研究会では出席者の方々から容赦のない、いやありがたいご指摘をいただき大幅な修正が必要になりました。どうするかで頭は一杯で旅行を楽しむ気分になれませんでした(写真は旅先で撮影した雪の月



山と映画「おくりびと」のロケ地となった酒田の割烹です。

さて、学会の準備では内容の外にも色々と気を使ったことがあります。

一つはネクタイです。「赤色は攻撃的な色で見る人を興奮させる作用があるのに対し、青色は感情を鎮め落ち着かせる作用がある。教育者は生徒の前ではネクタイは赤系は避け青系のものを着用する方が有効である」と聞いたことがあります。赤のネクタイを締めて報告すると、諸先生方の攻撃本能を刺激して質疑応答で蜂の巣にされそうです。優しい質問をしていただきたいなどの願いをこめて、といっても私は赤色が好きで青のネクタイは一本も持ってないので直前に買いに行きました。同じように尊大な印象を与えないようにと当日は髭を落としました。

汗対策も重要です。私は汗っかきでアガリ症で、アガると大量に汗をかきます。私の場合は頭から流れる汗は眉毛以外にせき止めるものがないので深刻です。授業中汗で眼鏡がずり落ちることがよくあります。眼鏡のフレームに付けるゴム製のストッパーを用意しました。汗を拭くのに日本手ぬぐいを買いました。これで扇子があれば落語家です。もうお堅い学問の話は勘弁してもらって、一席小咄でも披露して帰りたい気分でした。

一番注意したのは40分の持ち時間を超過しないことでした。多くの先生方から「素晴らしい内容の発表でも時間を超過したらそのことしか記憶に残らない」と繰り返し聞かされました。ほとんど呪詛のようで強迫観念となりました。何度も練習をしました。

当日は冒頭でのレジュメ・資料の誤字の訂正に時間がかかってしまいました。報告の後半の方が重要であることもあって、前半はフルスピードで原稿を読み上げましたが、気づいたときには予定より4～5分進んでいました。後半はゆっくりしゃべりましたが、結論部分では時間が足りなくなって端折らざるを得ませんでした。冷静に時間配分できればよ

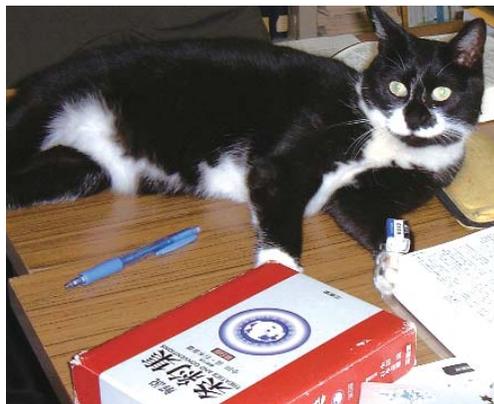


かったです。

ともかく大事なく学会報告を終えることができました。その夜のビールは格別のおいしさでした（入った居酒屋でワカメ、イクラ、カツオ、マスなどの刺身が並んだ「サザエさん一家盛り合わせ」が出て来たのは一興でした）。翌日淡路島の洲本温泉につかって憚ることなく骨休めしてきましたが、制限字数に近づきましたのでそのときの様子は割愛します。

最後になりますが、準備の際に相談に乗っていただき貴重なご指導・ご教示をいただいた皆様にお礼を申し上げます。また、レジュメ・資料の印刷について大学の設備の使用をお許しいただいたことに感謝申し上げます。

（ゆやま ともゆき・国際法）



学会報告

Presentation

まだ「記念講演」じゃないぞ

松井 芳郎 *MATSUI Yoshio*

昨年12月に刊行の『ニューズレター』第59号に執筆の機会をいただき、学会における報告者や座長の経験について駄弁を弄したことがある。そのおりに、「記念講演」を依頼されると「お迎え」が近いことを覚悟する必要があると書いたのだが、同『ニューズレター』の刊行直後に世界法学会企画主任の最上敏樹教授から、本年5月に開催予定の学会で報告をするようにというご依頼があった。本年はぼくの恩師だった田畑茂二郎先生の名著『世界政府の思想』（岩波新書、1950年）の刊行60周年に当たるから、これを統一テーマとして報告を組みたく、については同書の現代的意義といった話をしてほしいというのである。

最上教授は長年の友人であるだけではなく、本学に赴任した直後に親愛なる大久保史郎教授の強要により国際シンポジウムを組織する破目になり、最上さんには総論報告を無理にお願いした経緯があるので、これはお断りしにくいと感じた。それに、ぼくたちは田畑先生に直接のお教をいただいたほとんど最後の世代の国際法研究者に属するから、同先生がその設立に尽力された世界法学会の現在の会員の皆さんに、紙背にある先生の問題意識を伝えるのはぼくたちの責務であるとも考えた。そこで、最上さんに尋ねた：「普通の報告ですよね。記念講演じゃないですよ」。上記の『ニューズレター』の記事をご存じない最上さんは、答えて曰く：「特別報告をお願いしたいのです。記念講演のほうがよかったですでしょうか？」ぼくはあわてて言う：「と、と、とんでもない。報告ならお引き受けします」。

「特別」という形容詞がつくのが多少気になったが、報告なら「お迎え」に結びつくことはあるまいと考えて、お引き受けすることにしたのである。後から聞いたところによると、「特別」という形容詞がつくのは敬老の精神に出たものであって、一般の報告とは違って質疑応答を予定しないとのことだったが、これは実現しなかった。相当に辛らつな質問が出て立ち往生しかかったが、座長の奥脇直也教授が機転を利かせてくれて、「今のご発言はコメントということで、お答えの必要はありません」とさばいていただき、こうして「お迎え」も「往生」も免れたのである。

さて、久しぶりに『世界政府の思想』を読み直してみても、やはり田畑先生は偉かったと思う。実証主義を標榜する国際法学者ならたわいもない立法論と片づけかねない世界政府論と四つに組んで、国際社会の現実に対するその批判を高く評価しながらも、戦争原因を主権国家の並存に求めるその抽象的な理解を鋭く批判され、戦争という実践に導く「主権の担い手」を無視することはできないと説かれた。世界政府論が一世を風靡した第2次世界大戦直後と比べて、現在では核戦争の危機は何分か遠のいたように見えるが、グローバルゼーションの進展は国家間の壁を目に見えて低くしてきたから、世界政府樹立に向けての条件はより有利になっているように見え、それとともに冷戦期には退潮した世界政府論の再興が見られるのではないかと、そうだとすれば再興した現代の世界政府論に対して田畑先生の「主権の担い手」論は引き続き有効な批判であり続けるか、こうした問題意識で報

告準備を始めた。

ところが、ぼくは国際政治学や国際関係論には最近ではさっぱりご無沙汰しているから、世界政府論が再興しているのかどうかさえ見当が付かない。そこで名古屋時代の同僚である定形衛教授に助けを求めて学会状況と関連文献のご教示をいただき、グローバリゼーションのもとで世界政府論の一定の再興が見られるのは確かだが、むしろ主流をなすのはグローバル・ガバナンスの議論だということを知った。グローバル・ガバナンス論は世界政府論を非民主的だと批判し、国だけではなく国際機構やNGOsなど多様なアクターを分析枠組みに取り入れるから、国際関係の民主化にはより親和的な議論のように見える。

しかし、「グローバル・ガバナンス論には権力論がない」という定形さんのメールの一言がヒントになった。世界政府論が国家主権をひとえに否定するのに対して、グローバル・ガバナンス論は多様なアクターを取り込んでいわばこれを相対化するのであり、両者は意外にも同根ではないか。ひるがえって、グローバリゼーションはあたかも自然現象のように描かれることが多いが、実際にはそれは先

進資本主義国が規制緩和や民営化によって積極的に推進してきたものに他ならない。そうだとすれば、内乱と民族紛争、地球環境の破壊、国際組織犯罪、国家間と各国の国内における貧富の差の拡大など、グローバリゼーションの陰の部分と戦うためには、もちろん国境を越えた人々の協働が不可欠ではあるが、主権国家が果たすべき役割も少なくないはずである。そして、主権国家がこのような役割を果たすためには、田畑先生が言われた「主権の担い手」が決定的に重要となる。

こうして、報告は無事に予定通り『世界政府の思想』の現代的意義にまでたどり着いた。しかし、主権国家が果たすべきこのような役割の具体的な内容については、報告では触れることができなかつたし、実はぼく自身にとってもこの点は今後の課題である。こうした課題を無事に果たすことができるかどうか、年齢を考えるといささか心許ないが、田畑先生は何度も「記念講演」を行われながらも90才の誕生日を目前にするまで長寿を全うされた。この点でも先生に学びたいと思うこと、しきりである。

(まつい よしろう・国際法)

学会報告

Presentation

学会報告と「法の越境」

大平 祐一 *OHIRA Yuichi*

一 法制史学会第62回総会が去る5月29日、30日の二日間にわたり東北大学法学部で行われました。私の出身母校でしたので、大変懐かしく思いながら出席致しました。

第一日目は個別報告が2本と、法制史学会の若手を中心になって編纂した本である『法の流通』（慈学社、2009年12月刊）の合評会、

第二日目は個別報告が4本と総会がとり行われました。

私が報告したのは、第一日目の『法の流通』の合評会においてでした。『法の流通』は、29本の論文が収録された920頁にも及ぶ大部な書物です。日本、西洋、東洋の各分野の若手の斬新な研究論文が満載されており、

一つ一つが読み応えのあるものです。

報告者は、私のほかにお茶の水女子大学の三浦徹氏（歴史学）、関東学院大学の鳥澤円氏（法哲学）の計3名でした。私たち報告者に与えられた課題は、29本の論文のうち、各人が任意の5～10本の論文を選び講評すること、というものでした。私が取り上げた論文は、戦前の日本植民地の行政救済法制に関する論文、清代中国の刑事裁判に関する論文、室町時代の湯起請に関する論文、明治期の監獄則に関する論文、近世ドイツの刑事法の「近代化」に関する論文、の5本の論文でした。他の二人の報告者もそれぞれ好みの論文を取り上げ講評していました。

休憩時間後に合評会は再開され、フロアからの質問に報告者が答えるとともに、報告者が取り上げコメント・批評をした各論文の著者がそのコメント・批評に答えるという形で進み、最後に各論文の著者の答弁に対し報告者がひとこと述べ、主催者側のしめの発言がなされて合評会は終わりました。

長い人間の歴史の中で人々は公共空間において法にどのような意味を持たせようとしたのか、そのことが人々や公共空間に何をもたらしたのか、結局、人間社会における「法」とは何であったのか、ということを変更して考えさせられる合評会でした。

二 本書のテーマについて、編者は、合評会要旨で、「いかなる法も、平板な普遍の規範であり続けることはなく、刻々と変化する政治、経済、文化の波につねにさらされながら、諸々のアクターの織りなす歴史の中で、あるときは不可避的に、あるときはしたたかに、形成され、選び取られ、活用されてきたのである。本論集では、こうした多元的、循環的なダイナミズムを『流通』と呼び、主眼に据えた」と述べています。

本書は、I「収斂する法——秩序形成の諸相」、II「拡散する法——社会のダイナミズム」、III「越境する法——法のダイナミズム」、IV「対流する法——概念と実践知」の四つの

パートからなっています。

このうち「越境する法」について編者は次のように述べています。「法制史学は、法が地理的にも時間的にも境界を有しているということを経験的な前提としてきたが、しかし同時に、法・法学がそうした境界にしばしばとらわれないうちであるということにも注目しつつある。」「これら二つの異なる次元に共存する事態を媒介するため、越境という視点を導入した。越境という視点は、これまで法の継受として考察されてきた諸現象に加えて、意図せずに、またはこっそりと、あるいは受け手から歓迎されずに行われた法の移転について考察するために敢えて用いたものである。」

学会報告当日の朝、この部分を改めて読み直し、ハッとさせられました。我々法史学研究者は、過去の史料を意識的にあるいは偶然に入手し、それを読み解いて過去の法についての自分なりの像を作り上げます。こうして作り上げられた過去の法の姿を法史学研究者は現在の学生や市民に伝えます。過去の死んだ法がみずから時間を飛び越えて現代人に語りかけることはしません。そう考えますと、法史学研究者の営みは、「観念の世界で」、過去の法を、「時間的境界を越えて」現代にのみがえらせる、すなわち「越境」させているのかも知れないと思いました。

私たち法史学研究者は、「観念の世界で」どのような法を過去から現代に「越境」させているのだろうか。ひょっとしたら、かなりゆがんだ「法」、あるいは我田引水的に強引に作り上げた「法」を「越境」させているのではなからうか。もしそうだとしますと、法史学の講義を受講している学生にとりましては大変迷惑な話であろうと思われる。

編者によれば、上記のように、法の「越境」という視点は、従来の「法の継受」と呼ばれた現象に加えて、「意図せずに」「こっそりと」あるいは「受け手からは歓迎されずに行われた法の移転」も含みこむものです。私自身についていえば、日頃、数多くの古文書を読み

ながら過去の「法」についての像を慎重に作り上げているつもりですが、「意図せずに」あるいは「こっそりと」、ゆがんだ「法」を講義で学生に伝えているかも知れません。もしそうだとしますと、ことは人の「観念の世界」での事柄であるだけに、いったん伝播した像の修正は容易ではありません。自覚的な学生は、「受け手（学生）からは歓迎されずに行われた」「法の越境」である、と思うこ

とでしょう。学者の責任は重いと思いました。こんな自省の念をいだきながら学会報告に臨みました。

ある著名な学者が卒業生の同窓会に招かれた際、挨拶の冒頭で、『すみませんでした。嘘ばかり言って』と、深々とお詫びをしたとのこと。それも十分理解できるような気がします。

（おおひら ゆういち・日本法史）

学会報告

Presentation

学会報告を終えて

嘉門 優 KAMON Yu

6月5・6日に東北大学において、日本刑法学会第88回大会が開催されました。日本刑法学会は刑事法分野では最大規模の学会ですが、今回幸運なことに報告の機会をいただくことができました。私の研究関心は大まかにいいますと、「社会問題を解決するにあたり、刑法の役割とは何か」、「処罰の限界点はどこか」といった点にあります。これまで、刑法は法律の中で最も峻厳な制裁を定めたものであるから、最終手段として用いられるべきであるとされてきました。しかし、そのような最終手段としての刑法が、近時、積極的な犯罪化・重罰化により、社会問題解決のために頻繁に使用されるようになってきています。このように成立した、あるいは成立しつつある刑事立法に、研究者の手による詳細な分析と、その正当性の批判的検討といった作業が必要とされていることには疑いの余地はありません。しかし残念ながら、刑法学はこれまで解釈論に重点をかける傾向にあり、あまり立法に関する詳細な研究はなされてきませんでした。

そのような状況の中、刑事立法を批判的に検討するための数少ない手段の一つとして、刑法学上「法益論」が挙げられてきました。つまり、いわゆる法益保護原則により、刑罰の使用の限界づけがなされうるとされ、特に、単なる道徳違反では法益に対する害がないとして非犯罪化の主張がなされ（たとえば、同性愛処罰といった性刑法）、また、被害者なき犯罪の非犯罪化の主張（たとえば、薬物の自己使用）がなされました。このような法益保護原則は、当然の原則としてほとんどの教科書に記述されるようになりました。しかし、現在の刑事立法の氾濫状況において、法益論はその限界づけに役立っておらず、当然視されていた法益論の立法批判機能は、実は存在しないのではないかと、そのような主張が多数なされるようになってきました。前述の私の問題関心からは、このような法益論の問題状況を研究の第一歩とするべきだと考えました。

それでは法益論によりなぜ立法批判ができないのでしょうか。理由の第一は、法益論に

より、刑事立法を正当化するための明確な基準は提示しえず、処罰の限界が明示しえないというものです。特に最近では個人の利益というだけでは把握しきれない利益、たとえば、インサイダー規制における市場の経済秩序といったものが登場してきていることも法益論の限界が主張される一要因とされています。第二に、前提となる社会における対立構造の変化です。法益論は基本的には、「(刑罰を科す) 国家 vs (刑罰を科される) 個人」といった対立構造で議論をしていました。つまり、刑罰を科されるのは「個人」である以上、「個人」の法益を害したことが基本的には処罰理由となり、例外的に国家、社会の利益については、個人の利益につながると解されるもののみ、刑法の保護対象と考えるのです。たしかに、従来は、刑事立法を論じるにあたって、このような個人主義的法益論は有用であったかもしれません。しかし現代社会においては、個人が「刑罰を科される客体」という位置づけから、むしろ、「刑法によって保護される市民」という位置づけになっています。つまり、刑事立法の議論においては、「国家 vs 個人」ではなく、「犯罪者 vs 犯罪により被害を受ける市民」という構造が背景にあるといわれます。そして、この構造から、刑事立法には国民を「保護するための手段」として肯定的な位置づけが与えられる傾向にあります。このような枠組の変化が、刑事立法批判における議論方法の転換を求めているように思います。以上のような議論状況を踏まえ、刑事立法の限界を考えるにあたり、法益論の考え方は有用ではなく、まったく違う考え方を採用すべきとの意見も有力です。

それでは今後どのように刑事立法を検討していくべきなのでしょう。あまりにも大きな問題提起ですが、私の研究の今後の展望も含め、学会報告においては主に以下の点を主張しました。まず、法益論の枠組自体は現在においても有用であり、維持すべきであるという点です。もちろん従来のように「個人の

利益」だけを基準とした法益論は現在では維持しませんが、処罰根拠としての「社会における害」を測る基準として「法益」はまだまだ有用であると思います。その理由の第一が、現在においても、立法者に対し、その立法において「保護されるべき法益」を具体的に明示する責任を法益論が負わせているという点です。つまり、刑事立法の「立法目的」を示すだけでは足りず、また、経済刑法において「競争制度の保護」というあいまいな法益を示すだけでは刑事立法は正当化されません。このように刑事立法の当否を議論する可能性を与えるのが法益論の役割であると考えます。さらに、解釈においても裁判官が明確な法益侵害なく、処罰を肯定している例が見られます(特に住居侵入罪)。これらを法益論の見地から批判的に検討する余地がまだあると考えます。第二に、法益概念は「害の程度」を示しうるという点が挙げられます。法益を肯定しえたとしても、どの程度の害なのか、あまりにも遠い危険、ないしはリスクでは犯罪化を正当化しえない可能性があります。この点についても法益論の見地から批判的検討の余地があると考えます。

今後の展望として、前述の総論的な検討を各論的検討につなげていくことが重要であると考えます。「いかに実務に影響を及ぼすか」ということを念頭において、さらに具体的な犯罪の批判的検討を行う予定です。また、刑法学的な視点を超えて、より広い視野で社会における刑法のあり方(刑法の最終手段性の意義、さらに、刑法は市民を保護するための手段であるという主張をいかに批判するかなど)を探っていきたいと考えております。私には荷が重い課題ではありますが、先生方から様々な見地から、アドバイスをいただければ幸いです。なお、以上につきましてご関心のある方は、刑法雑誌に掲載予定の拙稿をご覧ください。

(かもん ゆう・刑法)

アジア法学会春季研究大会に参加して

吉田 美喜夫 YOSHIDA Mikio

アジア法学会が設立されたのは2003年11月のことであるから、法律系の学会としては新しい部類に属する。設立時の会員数は約100名であったが、現在では約200名に達しており、約7年の間に倍増したことになる。これは、アジアに対する関心が法学分野でも高まっていることの表れであり、また、そのような関心を呼び起こすだけの変化が、この間、アジアという地域で起こっていることの反映でもある。

アジア法学会では、年2回の研究大会を開催することになっている。今年の場合、春の学会は、青山学院大学を会場として去る6月19日・20日の両日開かれた。私は、この間、学部役職の関係で学会に出席できなかったの、久しぶりの参加となった。おまけに、あとで述べるような事情から、シンポジウムでの司会を担当したため、一般参加の場合のように、適宜、必要な休憩を取れないまま、終日司会席に座っていたので、相当に疲れた。しかし、その甲斐あって、緊張してシンポジウムの報告や議論にかかわることができた。学んだという点では、一般参加より、はるかに成果があった。

さて、今年の研究大会の第一日目は、例年通り、個別報告が行われた。こちらは、特にテーマが統一されているわけではなく、会員が任意のテーマについて、立候補して（ただし、理事会での検討の上）報告できるシステムになっている。以下に、そのテーマを掲げ、どのようなことが会員によって研究されているかをお伝えしておきたい。

・山田美和「ミャンマーからタイへの移民労働者の法的問題—国境の町ラノンの事例—」



働者の法的問題—国境の町ラノンの事例—」

- ・オランゲレル「中国市場経済下の女性労働と法」
- ・小玉潤「中国における労働契約の実務的・法的問題—湖北省武漢市の労働者アンケートを踏まえて」
- ・楊林凱「中国における企業年金信託制度の展開」

以上に見られるように、中国関係の報告が多い。近年の中国が占める位置の大きさを反映しているといえよう。また、若手の報告者が多い。今後も、中国研究は発展していくであろう。

第二日目は、「アジア諸国における非正規労働者」という統一テーマの下で、6本の報告と討論が行われた。私が司会を担当したのは、このシンポジウムである。

先に、報告者とテーマを掲げておきたい。

- ・香川孝三「非正規従業員の実態を踏まえた問題提起」
- ・山下昇「非正規雇用と法制度」
- ・斎藤善久「非正規雇用と社会的保護」
- ・藤川久昭「東南アジアにおける非典型雇用と移民労働」

- ・新谷真人「韓国における非正規雇用と労働組合」
- ・神尾真知子「非正規雇用とジェンダー」

これらの報告者は、私も加わっているアジア労働法研究会のメンバーであり、1997年10月、日本労働法学会で「アジアの労働法」というテーマの下に報告を準備したグループのメンバーでもある。日本労働法学会での報告は、それに先立つ共同研究の成果であったが、その報告後も共同研究を継続し、科研費の支給を受けながら、現地調査や研究会を積み重ねてきた。今回の報告は、その成果を発表する機会となった。報告に当たり、役割分担を相談した結果、私と吾郷氏（九州大学）の2人が司会に回るようになった。

アジア法研究のスタイルは、一般に、いずれかの国について、どれかの法分野を研究するというものが多い。いずれかの国の法の全体を理解することは到底不可能だからである。したがって、今回の報告者も、全員が労働法を勉強している点では共通しているが、得意とする国はバラバラである。しかし、何らかの共通テーマについて、国ごとの状況を報告しても、単なる紹介に終わり、討論にならない可能性がある。

そこで、まず、統一テーマとして、日本はもとより、アジア諸国で共通の問題となっている「非正規雇用の拡大に伴う労働法上の問題」を設定し、それを各国別ではなく、サブテーマ別に分けて報告するスタイルを採用することになった。しかし、実際には、アジアを横断的にサブテーマについて解明することは困難であったので、最終的な報告は、それぞれの得意とする国を中心に据えて、対象国を可能な限り広げてサブテーマについて論じるという報告内容になった。

今回の報告には、このような困難が伴ったが、より根本的な問題は、「非正規雇用とは何か」である。日本の問題意識からは、有期雇用労働者、パートタイマー、派遣労働者を非正規雇用と捉えて対象にすることができ

る。しかし、この対象設定は、定年まで雇用が保障され、月給制でボーナスもあり、退職金も支給されるという雇用モデルを正規雇用とし、それからはずれる雇用を非正規雇用とする考え方が前提になっている。しかし、アジア諸国を見た場合、このような雇用モデルが規準とならない場合が一般的である。むしろ、アジア諸国では、正規か非正規かという区別より、フォーマルセクターかインフォーマルセクターか、そのいずれに所属しているかの区別のほうが重要であり、かつ、景気の変動に応じて、フォーマルセクターとインフォーマルセクターを行き来するケースが多い。しかし、インフォーマルセクターは、文字通り、公式のものではないから、統計数字がなく、信頼できる実態把握すら困難という事情がある。このような事情の下で研究するには、断片的な情報を紡ぎ、少しでも実態に迫る努力をするしかない。それが、まだ、アジア労働法の研究の現状である。

報告の中身の紹介に入る前に字数を満たしてしまった。私は、遅れてアジアに関心を持ったものの一人として、地道な研究活動を継続していきたいと、今回の学会に参加して改めて思った次第である。

(よしだ みきお・労働法)



Ceremony

尾中郁夫・家族法新人奨励賞

「尾中郁夫・家族法新人奨励賞を受賞して」

松久 和彦 *MATSUHISA Kazuhiko*

2010年5月28日に、法曹会館で「尾中郁夫・家族法術賞」の贈呈式が行われました。この賞は、日本加除出版株式会社の先代社長・故尾中郁夫氏が、生前家族法の学問的・実務的發展に生涯を尽くし、その故人の遺志を継承し創設されたものです。選考方法は、原則1年間で国内で公表された家族法関係の書籍・論説からリストアップし、各領域の関係者（最高裁・家裁関係者19名、弁護士9名、法律関係出版社29名、家族法関係の研究者221名、法務省関係者23名）からのアンケートによる推薦をもとに、中川淳先生（広島大学名誉教授）、米倉明先生（愛知学院大学法科大学院教授）、村重慶一先生（弁護士・元松山地裁所長判事）、松嶋由紀子先生（獨協大学名誉教授）、木棚照一先生（早稲田大学法術院教授）の5名を選考委員とする会議で決定されます。

今年度は、「第21回尾中郁夫・家族法術奨励賞」に、小口恵巳子氏（お茶の水女子大学大学院人間文化創生科学研究科研究院研究員）の『親の懲戒権はいかに形成されたかー明治民法編纂過程からみる』（日本経済評論社）が、「第11回尾中郁夫・家族法新人奨励賞」に、羽生香織氏（東京経済大学現代法学部専任講師）の「実親子関係確定における真実主義の限界」（一橋法学）とともに、私の「ドイツにおける夫婦財産制の検討ー剰余共同制の限界と改正の動向」「ドイツにおける夫婦財産契約の自由とその制限」（ともに立命館法学）が、受賞対象となりました。贈呈式には、恩師である二宮周平先生、本山敦先生をはじめ、多くの先生方が参列され、厳粛な雰囲気



での贈呈式でした。

受賞対象の2つの論文は、日本の夫婦財産制・財産分与制度が、法規定やその運用において、婚姻形態の多様化という社会状況の変化に対応していないという問題認識の下で、主婦婚から共稼ぎ婚さらには婚姻の多様化へと変化する中で、制度や運用の転換を行ったドイツ法を参照に分析したものです。夫婦財産制に関して生じている問題点を抽出し、判例・学説・公証実務などの対応を検討することで、清算の対象財産の把握、当事者の生活実体やライフスタイルに合わせた清算、財産の評価方法など、多くの示唆を得ることができたと思います。

改めて受賞対象の論文を読み返すと、多くのアドバイスが活かされていることを実感します。今回の受賞は、学部、院生を通じてご指導いただいた二宮先生や本山先生、また留学の際にご指導いただいたダグマー・ケスター＝バルチェン教授（ゲッティンゲン大学）、そして留学の機会を与えていただいた渡邊惺之先生、さらに諸先輩方、院生仲間と多くの

Ceremony



方々に支えられてのことです。厚く御礼申し上げます。まだまだ取り組むべき課題は多く、今回の新人奨励賞の受賞は、それらをしっかり果たせという励ましと受け止めております。今後ともご指導ご教示賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(まつひさ かずひこ・家族法)

Departure

出発

学生生活を終えて ——今振り返って思うこと

村上 康司 *MURAKAMI Koji*

この度、大学入学以来、10年間にもおよぶ立命館大学での学生生活を終え、2010年4月より愛知学院大学法学部に商法（会社法）担当専任講師として、着任し新たな生活を始めることができました。こうして、研究者として母校を巣立つことができたのも、在学中、マンツーマンの授業や様々な研究会で村田敏一先生、品谷篤哉先生、山田泰弘先生、中村康江先生をはじめ多くの先生方に鍛えていただいたお陰ですが、とりわけ、学部ゼミ・大学院修士課程の指導教員である吉川義春先生、大学院博士課程の指導教員である竹濱修先生には、言葉ではうまく言い表すことができないほどお世話になりました。心より感謝の気持ちでいっぱいです。本当にありがとうございました。

振り返ってみると、故郷の福岡を離れ初めての一人暮らしに大きな不安を抱き、「学部を卒業したら、早く福岡に戻ろう」と思いつつスタートした私の学生生活でしたが、当初の予定を大きく上回ることになるろうとは、正直、夢にも思いませんでした。学部で、法律



の学習を進めていくうちに、経済社会を規律している商事法の世界に強く関心を持つようになりました。また、吉川先生のゼミで、より専門的に知識を深めていくことのむずかしさ、むずかしいからこそその面白さを感じるようになり、ますます知的探究心をくすぐられ、大学院への進学を決めました。この時に、吉川先生から、現在に至る関心テーマである企業買収についての問題提起を受けていなかったならば、大学院に進学することも、研究者を目指すこともなかったでしょう。厚く御礼

申し上げます。

また、慣れないドイツ語に悪戦苦闘し、ある時は研究に行き詰った私を、いつも優しく、時には厳しく、背中を押していただいた竹瀝先生の存在なくしては、博士論文をまとめることはできなかったと思います。就職に際しても、面接の練習までしていただき、本当にご心配をおかけしましたが、何とか希望をかなえることができました。本当にありがとうございました。これからは、先生を目標に頑張りたいと思います。

苦しいこともありましたが、楽しかった立命館での生活を思い返せばきりがありません。ミュンヘン大学への留学の機会を得、各国の研究者と、言語や文化といった背景が全く異なるにもかかわらず、共通のテーマについて議論をしたこと、院生という身分であっても、研究会の参加者として対等に発言することが許され、その意見や考えはそれとして尊重されるという、素晴らしい、恵まれた

環境で、知識を涵養することができたこと、大学院生活を通じて、研究者を志す上で、素晴らしい先輩・同級生・後輩との出会いに恵まれたことなどは、私の人生において何よりの財産となりました。研究者としても教育者としてもまだまだ未熟で力不足を痛感している私ですが、これから先、これまで受けてきた学恩に報いることができるよう、精一杯努力していく所存です。今後とも、どうぞご指導ご鞭撻のほど宜しく願いいたします。

最後になりますが、幼い時から、やりたいことは何でもやらせてくれた両親に心から感謝の気持ちを述べたいと思います。私の学生生活が長くなったために、子どもたち3人が大学・大学院に通っていた時期もあり、経済的にも大きな負担をかけてしまいましたが、いつも心配し、励まし、信じてくれました。本当にありがとうございました。

(むらかみ こうじ・商法(会社法))

Media
Coverage

法学部定例研究会

2010年7～9月

■法学部定例研究会：

- 10年7月 9日 政治学研究会：小堀真裕氏「2010年イギリス総選挙の結果と二党制の展望」
- 10年7月 23日 立命館大学2010年度研究推進プログラム「基盤研究」「最高裁裁判官の選任についての実証的研究」第3回研究会：北村和生氏「行政法に関する最近の最高裁判決と裁判官構成」
- 10年7月 23日 立命館大学2010年度研究推進プログラム「基盤研究」「最高裁裁判官の選任についての実証的研究」第4回研究会：松井茂記氏「カナダにおける最高裁判所と最高裁裁判官の選任」
- 10年9月 3日 法政研究会：ロイック・カディエ氏「フランス法におけるADRについて」



立命館ロー・ニューズレター
第62号 (2010年9月)
編集：立命館大学法学部
ニューズレター編集委員会
発行：立命館大学法学部研究委員会。
立命館大学法学部
〒603-8577 京都市北区等持院北町 56-1
TEL. 075-465-8177
FAX. 075-465-8294
URL. [http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/
law/lex/rlindex.htm#nl](http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/rlindex.htm#nl)